

## 北方資料選定基準

平成13年 3月30日館長決定

### 1 北方資料の定義

北方資料とは、北方地域（北海道のみならず、北海道に関係の深い旧樺太・千島列島及びその周辺地域をも包含する地域）に関するあらゆる図書館資料をいう。現在のサハリン、クリル諸島については北海道との関わりの中で判断する。

### 2 収集範囲

資料の種類、形態を問わず、また、サービス対象者を制限することなく、様々な利用者の様々な要求に応え得るあらゆる資料を収集する。資料ごとの基準は次のとおりとする。

#### (1) 図書資料

##### ア 基本的事項

(ア) 北方地域の過去、現在を知り、未来を展望できる資料は、あらゆる分野においてもれなく収集する。

    a 北方地域を主題とする資料

    b 北方地域に関係の深い人物、団体等を主題とする資料

(イ) 新刊書はもれなく収集する。

(ウ) 古書は、需要度の高いもの、資料価値の高いもの、入手が困難なものを優先し、収集する。

##### イ 特記事項

(ア) 北方地域の図書館学及び図書館関係資料は、原則として一般資料の図書館学資料に委ねる。ただし、蔵書目録・書誌等のうち、北方資料のみを収録したものは、北方資料として収集する。

(イ) 北方地域出身者で活躍の場が他地域であっても、芸術・スポーツ関係者については、伝記を中心に収集する。

(ウ) アイヌ関係資料は、地域に関係なくもれなく収集する。

(エ) 道路地図は、データ更新の早い道内出版社のものを中心に、最新資料の収集に留意する。

(オ) 北方地域在住者の芸術作品集は、主題を問わず収集する。ただし、楽譜集は集大成したものを中心とする。漫画については、北方地域を主題とするものに限定する。

(カ) 同一作品でも、単行本、文庫、新書等、形態が異なればもれなく収集する。

(キ) 文学作品の収集については次の表による。

生 育 区 分	在 住 区 分	作 品 区 分			
		北方地域を 主題	北方地域の 関連主題	北方地域と 無関係	全集・叢書 伝記等
北 方 地 域	北方地域 例：原田康子	○	○	○	○
	他地域 例：八木義徳	○	○	×	？
他 地 域	北方地域に在 住経験あり 例：石川啄木	○	○	×	？
	北方地域に在 住経験なし	○	×	×	×

○…収集する ？…内容によりその都度検討 ×…収集しない

#### ウ 収集対象外図書

(ア) 北方地域在住者の著作および北方地域所在の団体等の刊行物で、主題が北方地域とは無関係のもの

(イ) 北方地域出身者であっても活躍の場が他地域であり、芸術・スポーツ以外の分野の人物に関する資料

#### (2) 逐次刊行物

ア 北方地域で発行された雑誌、新聞はもれなく収集する。

イ 他地域の刊行物でも、北方地域を主題とする資料はできるだけ収集する。

ウ 収集対象外の逐次刊行物でも、単発で北方地域を特集したものは、選択して収集する。

#### (3) 視聴覚資料

映像資料、録音資料、マイクロ資料、電子資料等で北方地域を主題とする資料は、もれなく収集する。また、所蔵資料の劣化、保管場所対策及び将来の多角的な利用も視野に入れ、貴重資料を中心に電子化等の媒体変換を積極的に行う。

(4) 書写資料

ア 古文書（近世文書含む）、古記録等の原資料は積極的には収集せず、原則として道立文書館に委ねる。ただし、寄贈された場合は個別に判断し、必要に応じて収集する。

イ 近代以降の文書、記録、手稿等については、選択して収集する。

(5) 小冊子類

パンフレット、リーフレット、カタログ、楽譜等は、選択して収集する。

(6) 静止画資料

絵図、絵葉書、掛図、写真、ポスター、紙芝居、設計図、墨跡、かるた等は、選択して収集する。

(7) 地図資料

基本的なものを中心に収集する。

(8) 行政資料

ア 北海道の刊行物はもれなく収集する。

イ 道内自治体の刊行物は、自治体史（誌）、統計、報告書、広報、要覧等、基本的資料及び特に重要な資料を収集する。それ以外の資料については、原則地元での収集に委ね、選択して収集する。

ウ 国及び出先機関の刊行物で北方地域に関する資料は積極的に収集する。

(9) 特別コレクション

歴史的な事件・事業、文化的行事等で特に重要なものについては、資料の種類、形態等にかかわらず、関係資料をまとめて収集する。